

南房総市輸入飼料高騰緊急支援給付金 のお知らせ

【令和4年8月29日現在】

南房総市輸入飼料高騰緊急支援給付金とは？

コロナ禍からの経済回復基調に伴う穀物の需要増と海上輸送の混乱による輸入飼料の価格高騰により影響を受けた畜産農家を迅速に支援します。

対象者

- ① 市内に住所および牛舎を有している。
- ② 家畜を飼育しており、生乳などを出荷している。
- ③ 輸入飼料を購入、給餌している。
- ④ 令和3年分の畜産物販売金額が50万円以上あり、次年度以降も畜産業を継続する。
- ⑤ 市民税などを滞納していない。

交付金額

前年購入の飼料額と比較し、増額分の20%を交付

令和4年4月から12月までを3か月毎に区切り、前年飼料購入額と比較し増額分にあたる20%以内を交付します。

- ① 令和4年4月から同年6月までと令和3年4月から同年6月までの期間
- ② 令和4年7月から同年9月までと令和3年7月から同年9月までの期間
- ③ 令和4年10月から同年12月までと令和3年10月から同年12月までの期間

※給付金は、それぞれその期間ごとに申請してください。

例)

対象期間	輸入飼料購入額
令和3年 4月～6月分	486,000円 A
令和4年 4月～6月分	567,000円 B
輸入飼料購入増額 (B-A)	81,000円 C
給付金交付申請額 (C×1/5)	16,000円

※ 交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

申込受付期限

令和5年2月28日（火）

※ 申込申請書類は、市ホームページ、本庁農林水産課、各地域センターで入手可能です。

受付窓口

南房総市農林水産部農林水産課 ☎0470-33-1071

午前8時30分から午後5時まで（土日祝日除く）。

郵送の場合は、2月28日の消印有効（〒299-2492 南房総市富浦町青木28）